

不祥事防止のための校内ルール

赤磐市立軽部小学校

令和元年6月

本校は、不祥事根絶のための校内ルールを策定して共通理解・共通徹底を図ります。

1. 生徒指導

- ①児童へ指導等を行う場合は、できるだけ複数の教職員で対応し、必要なときには、部屋のドアを一つは開けるようにする。事前事後に管理職に報告連絡をする。
- ②体罰や暴言による指導は行わない。懲戒と体罰の違いを理解し、適切な指導を行う。
- ③基本的には自家用車で児童を送らない。どうしても必要なときは、管理職の自家用車かタクシーを利用する。
- ④携帯電話やSNSを利用して児童や保護者と連絡を取ったり、携帯電話番号やメールアドレスを交換したりしするなどの個人的なやりとりをしない。

2. 個人情報の取り扱い

- ①個人情報（教務必携や通知表成績処理用USB）など、職員以外の者の目に触れてはいけない物を校外に出すときには、用紙にて管理職に届け出るとともに管理に気を付ける。
- ②成績に関する記録等、個人情報を教室や職員室の机上に放置しない。
- ③電話番号は、保護者により児童調査票に記入してもらい、耐火金庫で管理する。
- ④児童・保護者への連絡は、緊急時を除き、児童調査票を見て、学校の電話で連絡をする。
- ⑤電話や来客者への対応、印刷物の配付や処理にも注意する。

3. 備品・公金の取り扱い

- ①集金等は、引き落とししか保護者が直接学校までもってくる。
- ②現金や通帳の管理は厳重に行い、一時的にせよ公金を流用することは許されない。
- ③学校に電話やパソコン等を校務以外で使用しない。備品や消耗品を持ち帰らない。
- ④耐火金庫に現金を置かない。

4. セクハラ・パワハラ

- ①異性に対しては休み時間を含めて身体接触（身体を触る・膝に乗せるなど）を避ける。
- ②性的表現だけでなく、相手が不快に感じる表現をしない。
- ③自らの言動が、差別や不適切な表現に該当しないか人権的観点から十分に注意する。
- ④異なる年齢や立場の者が、お互いを尊重し協働する職場となるよう配慮する。特に、管理職や主任の立場にある者は、自らの言動が相手に与える影響を考慮して自らの言動を律する。

5. 交通安全

- ①飲酒をしたら量の多少に関わらず絶対に運転をしない。
- ②車を運転する者に飲酒を勧めたり，飲酒を知らながら同乗したりした者は，飲酒運転と同罪になるので，絶対にしない。
- ③次の日の行動を考えて，アルコールを飲む日や時間を決める。
- ④事故や違反があった場合には，速やかに管理職に報告する。

6. 施錠

- ①各教室・オープンスペースの施錠は，担任が責任を持って行う。特別教室の施錠は，使用者が責任を持って行い，鍵は使用后直ちに鍵庫に返す。
- ②週番は16時30分までに校内を巡視し，見るだけでなく手で触って確認し，学校日誌に記入する。
- ③マスターキーは，管理職等に伝えてから使用する。